

1 開会の宣言

議 長 出席委員が定数に達したので、定刻通り午後2時00分、本会を開会する旨を宣言した。

傍聴人の確認

議 長 傍聴人の有無を確認するよう事務局に指示したところ、いなかった。

2 署名委員の選任

議 長 署名委員に藤波 貢農業委員、内田栄作農業委員を選任した。

3 参与の承認及び書記の任命

議 長 参与に市川農業委員会事務局次長、書記に大室主査、松居主任、中山主任を任命した。

4 議 事

議案第37号

農地法第4条の許可申請について

議 長 議案第37号について事務局に説明を求めた。

事務局 議案書を朗読した。申請番号1は駐車場及び資材置場のため開発許可は不要。農地区分は第二種農地となる。

議 長 地区担当委員に現地調査結果の報告を求めた。

(報 告) 平方地区の松本農地利用最適化推進委員が報告した。9月24日(木)、担当委員4名で現地調査を実施した。現地は農地として保全管理されており、問題ないと考えられる。選定理由書を朗読し

た。

議長 本件について意見を求めるが特に無かったため、議案第37号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

議案第38号 農地法第5条の許可申請について

議長 議案第38号について事務局に説明を求めた。

事務局 議案書を朗読した。申請番号1は駐車場のため開発許可は不要である。農地区分は第二種農地となる。

申請番号2は住宅用地のため開発許可が必要。令和2年5月20日付け上尾市告示第180号で除外されている。農地区分は10haを超える第一種農地だが、農地法施行規則第33条第4号により不許可の例外と考えられる。

申請番号3は地質ボーリング調査のための一時転用であり、開発許可は不要。

議長 地区担当委員に現地調査結果の報告を求めた。

(報告) 申請番号1は平方地区の國島農地利用最適化推進委員が報告した。9月24日(木)に担当委員4名で現地調査を実施した。現地は管理されており、農地として問題ないと考えられる。理由書を朗読した。

申請番号2は大石地区の渋谷農地利用最適化推進委委員が報告した。9月20日(日)に担当委員5名で現地調査を実施した。現地は草も刈られ、管理されており、境界杭も確認できたため問題ないと考えられる。

申請番号3は上平地区の市村農地利用最適化推進委員が報告した。9月20日(日)に担当委員5名で現地調査を実施した。現地には野菜が作付けされて適切に管理され、問題ないと考えられる。

議長 本件について意見を求めるが特になかったため、議案第38号について採決を行ったところ、賛

成全員で承認することを宣した。

議案第 39 号 特定農地貸付けの承認について

議 長 本議案については、貸付規定の修正により現在調整中であるため、申請者が来月以降に見送るとの申し出があった旨を報告。

議案第 40 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

議 長 議案第 40 号について事務局に説明を求めた。
事務局 議案書を朗読した。事務局が現地調査をしたところ、申請番号 1 は写真のとおり農地として保全管理されていることを確認している。

議 長 申請番号 2 についても草刈りが行われ、農地として保全管理されていることを確認している。
本件について意見を求めるが特になかったため、議案第 40 号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

議案第 41 号 令和 2 年度 9 月期農用地利用集積計画の承認について

議 長 担当課である農政課に説明を求めた。
農 政 課 制度について説明し、議案書を朗読した。
議 長 本件について意見を求めるが特になかったため、議案第 41 号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

議案第 42 号 令和 2 年度 9 月期農用地利用配分計画の承認について

議 長 関係する農業委員及び農地利用最適化推進委員に対し、上尾市農業委員会会議規則第 10 条の規

関係委員
農政課
議長
平野農業委員
農政課
市村推進委員
農政課
議長
関係委員

定に基づき一時退席を促し、担当課である農政課に説明を求めた。
一時退席
制度について説明し、議案書を朗読した。
本件について意見を求めた。
農地中間管理事業はいつから実施しているのか。
平成29年から実施しており、4年目になる。
借りている農地は全て水田なのか、畑はあるのか。
基本的には水田である。
本件について意見を求めるが特になかったため、議案第42号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。
審議が終了したため、関係する農業委員及び農地利用最適化推進委員の入室について求めた。
入室

5 報告第9号専決処分について

- (1) 農地法第4条の届出の受理について
- (2) 農地法第5条の届出の受理について

6 閉会

議長 以上で今回の提出議案全てについて審議が終了した旨を宣言し、午後3時30分、本会を閉会した。

7 その他

上記のとおり、会議の顛末が相違ないことを証するためここに署名いたします。

令和2年9月25日

議 長

署名委員

署名委員